

高島市障がい者相談支援センター

# コンパスって？

地域の総合相談窓口です。障害者手帳の有無、種別にかかわらず、ワンストップで相談をお受けしています。困りごとを抱えている方、生き辛さを感じている方、お気軽にご相談ください！

## 相談するには？

まずはお電話ください  
☎0740-22-5553

- ★ 受付時間：9時～17時(月～金)
- ★ 休み：土日・祝日・お盆・年末年始
- ★ 困っているご本人以外にもご家族やその他関係者からの相談も承ります。

## ここにあります！

- ★ 市役所今津支所の隣にある今津老人福祉センター内に事務所があります。
- ★ 近くのバス停は「勤労者体育センター前」。



## 高島市内の相談窓口

- 児童発達支援センター エール ☎0740-28-7016
- 子ども若者支援センター あすくる高島 ☎0740-25-8555
- つながり応援センター よろず ☎0740-25-5750
- 湖西地域働き暮らし応援センター ☎0740-22-3876

困ったなあ どうしよう どこに相談に行こうかな

コンパスができたことでコンパスに行けばいいね！

障がいの種別にかかわらずワンストップサービスの提供！

- コンパス(基幹相談支援センターの役割)
- ・支援困難事例への対応や相談支援事業所への助言
  - ・地域の相談支援専門員の人材育成
  - ・地域移行・地域定着(入所施設や精神科病院への働きかけ。地域の体制整備に係るコーディネート)
  - ・権利擁護・虐待防止
  - ・地域の関係機関のネットワーク化
  - ・相談支援連絡会

生活が始まって、何か月か経ち…

「何だか疲れて行けない」

通所先では…

訪問しても会えない  
電話しても通所できない  
出来ることはしたけれど

### 【地域ケア会議】

招集者：市役所 健康福祉部 各課  
出席者：本人、時には家族に関わる関係者等

障がい福祉サービス利用に関係なく、地域で関わりのある人など 必要に応じて

地域で支える仕組みを再構築

困った事があったけど解決したよ！

また 通所するよ！！  
夢の実現のために！！

### 【相談支援専門員の役割】

- ・その人に適した障害福祉サービスなどの情報を広く提供
- ・必要なニーズをアセスメントし、活用できるサービスについて説明
- ・本人が自立した地域生活を送るための総合的な支援計画(サービス等利用計画)を作成
- ・その計画に沿って複数のサービスを調整し、一体的・総合的なサービス提供を確保

コンパスでは…初期相談(基幹相談支援センター)

こうなりたい  
困っていることがある

こういう生活がしたい  
家族の思いは…

アセスメントをとりまします。

基本相談(初期相談)から実現のためには、具体的な支援・サービスの利用の必要性が見えてきた。

サービス等利用計画作成のため  
特定相談支援事業所へつなぐ

サービスを利用しながら希望する生活への実現に向けての生活が始まります。

相談支援専門員は、機関から提供を受けた基本相談情報(初期情報)等を元に、本人・関係者等から情報をさらに収集しサービス等利用計画(案)を作成する。

一緒に考えて作ります

### 【サービス担当者会議】の開催

招集者：担当 相談支援専門員(特定相談支援事業所)  
参加者：障がい福祉課、健康推進課(各保健センター) サービス提供事業所 等  
コンパス(基幹相談センター)

参加機関・事業所はケースによって異なります。

このプランで頑張っていくぞ！

それでも…

担当の特定相談支援事業所(相談支援専門員)に相談します。

相談支援専門員には

ヘルパーさん  
どうもお母さんが元気がないようです。

通所先  
いろいろアプローチしたけれどお休みが続いています。

民生委員さん  
〇さん宅、おばあさんが倒れたようです。それで、大変な様子です。

ご本人の情報が

一度情報を整理して支援について確認しよう。

### 【個別支援会議】

招集者：担当の相談支援専門員(特定相談支援事業所)  
相談員(相談支援機関 コンパス、働き暮らし、社協等)  
出席者：担当の相談支援専門員  
相談が必要と思われる人

情報を整理し、必要なら支援を見直します。

## 当事者活動 ご紹介

### TDG サークル

T(楽しい)D(だから)G(がんばろう)を合言葉に、生き辛さを抱え、同じ悩みや課題を共有できるメンバーで語り合い、自主的なグループ活動を体験する場を通じて、社会性を身につける活動をしています。令和4年度は、塗り絵・森林セラピー・神社巡りなどの活動を行いました。令和5年度も、森林セラピー等の楽しい活動を続けて行きたいと思えます。



### こころのかけはし(精神保健福祉連絡会)

「こころのかけはし」は、精神保健福祉に関わるサロン・居場所の参加者・活動者の連絡会です。お互いに交流を図り、話し合いを通じて一緒に取り組みを考えています。令和4年度はスポーツ交流(ボッチャ)、啓発のためのバザー参加、茶話会で活動の話し合いをしました。それぞれの居場所を一覧にした「メンタルサロンマップ」も作成しています。興味のある方はコンパスまでお問い合わせください。♡市内には、8か所のサロンが開催されていて、サロンマップでは、会場・開催曜日・時間などを案内しています。



### ピアサポート活動

ピアサポートとは、「同じ苦しみや生きづらさを抱える当事者や経験者が互いを支え合う活動」という意味です。令和5年2月25日、「ピアサポートフォーラム滋賀 2022」に高島圏域のピアサポーター、ピアサポートに関心のある人等がオンラインで参加しました。県内のピアサポートに関する取り組みを学んだり、リハビリーサロン「このこの」の紹介をしたり、他圏域で活躍されているピアサポーターと交流しました。参加者からは『同じ境遇だからこそわかる、分かち合えることがピアサポートでは大事』『やっていることに興味を持ってもらい、少しずつでも参加者が増えるように頑張っていきたい』などの声がありました。



### チャレンジドたかしま(知的障がい者スポーツ)

知的障がい者ソフトボールチーム「チャレンジドたかしま」は、令和4年度も、安曇川スポーツセンターからグラウンドの無償貸与を受けて、月1回ペースで練習を続け、県大会に出場しました。あいにくの雨天で、県大会は途中で中止になり残念でした。そんな中、「満足な試合がしたい」という願いを受けて、日頃、障がい者支援に携わっておられる皆様のご協力を得て、交流試合を行うことができました。選手・ボランティア募集中です！！



# 高島市障がい者自立支援協議会

## 令和4年度の主な活動

年2回の全体会と6回の定例会を開催し、活動報告や情報共有、研修会やパネルディスカッション、グループワーク等を通じて、障がい者を取り巻く地域課題解決に向けて、話し合いを継続してきました。就労支援・発達障がい・精神保健福祉・権利擁護の4つの部会も、それぞれの重点を定めて、事例検討や学習会、研修会、アンケート調査等に取り組みました。相談支援連絡会・個別避難計画作成会議・重症心身障がい児者支援ネットワーク会議・いのちのプロジェクト・TDGサークル・こころのかけはし(精神保健福祉連絡会)・地域生活支援拠点等事業運営会議、等の連絡会や諸活動も、旺盛に活動しました。



「家族支援を考える」意見交換会(11月定例会)



発達障がい部会「歩歩ファイル簡易版の普及」



権利擁護部会「虐待防止研修会」



精神保健福祉部会「居場所整備・テーマ別カフェ見学」



就労支援部会「企業向け研修会」

## 令和5年度の活動予定

- \* 前年を引き継ぎ、全体会や定例会では、研修やグループワークを行い、地域課題解決に向けた検討を進めます。
- \* 部会・連絡会・プロジェクトも前年を引き継ぎ、さらに進展させてまいります。

## 令和5年度 コンパス職員紹介

施設長:山下晏叶子 所長:杉島 隆  
 相談支援専門員:塚本千尋(副主任) 西上清美 上田洋行  
 心理士:岩井ちえ 相談員:清原沙織(4月着任)大淵 誠(1月着任) 白井貞信  
**よろしくお願いたします。コンパス一同**

## 令和4年度コンパス相談実績

○相談対応人数:228名  
 ○相談対応回数:5,973回(前年6,553回)  
 ○相談外対応回数:3,992回(前年4,889回)

コンパスと高島市障がい者自立支援協議会のWebサイトご案内  
 各種福祉サービスや制度、地域にある福祉資源の情報や、関係機関・事業所のWebサイトへのリンク等で、幅広い情報をご案内しています。  
 右のQRコードからどうぞ。



# コンパス通信

2023年度 第1号発行(2023年6月)

開催しました!

高島市障がい者自立支援協議会・発達障がい部会企画

## 「知ろう!高島市のはったつ支援」

令和5年4月22日開催

安曇川公民館・安曇川総合体育館を会場に、高島市内の福祉サービスと発達支援について紹介する展示会や、講演会、子どものレクリエーション体験等を盛り込んだ『知ろう!高島市のはったつ支援』を開催し、130名以上の方(コーナー重複有)にご来場いただきました。

講演会の講師に働き教育センターグループの徳永信一さんをお招きし、進路保障や社会的自立に向けた話をさせていただきました。これからも、地域の方々に必要な情報をお伝えできる機会を設けていきたいと思ひます。



講演会・座談会

### 発達障害の理解のために

平成17年4月より発達障害者支援法に基づいた取り組みがスタートしています。発達障害者支援法では、これまで制度の谷間におかれていて、必要な支援が届きにくい状態となっていた「発達障害」を「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義し、支援の対象となりました。この法律は、「発達障害」のある人が、生まれてから年をとるまで、それぞれのライフステージ(年齢)にあった適切な支援を受けられる体制を整備するとともに、この障害が広く国民全体に理解されることを目指しています。

それぞれの障害の特性

- 自閉症
  - 社会的に、言葉の発達や理解は遅い
  - コミュニケーション障害
  - 対人関係・社会的な障害
  - パターン化した行動、興味、関心のなまり
  - 不潔癖 (服装発達に比べて)
- 広汎性発達障害
  - 定型な発達を待たずともあります
- アスペルガー症候群
  - 知的な発達を待たずともあります
- 学習障害
  - 「読む」、「書く」、「計算する」等の能力が、全体的な知的発達に比べて遅延を呈する
- 注意欠陥多動性障害 ADHD
  - 不注意 (集中できない)
  - 多動・多弁 (じっとしていられない)
  - 衝動的に行動する (考えよりも先に動く)

展示パネルの一部(参考)



パネル展示コーナー



こどものレクリエーション体験

高島市内には、相談窓口が多数あります。高島市のホームページで、一覧が紹介されています。右記QRコードでご確認ください。

